

西和賀町バスロケーションシステム導入業務に係る
公募型プロポーザル審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西和賀町バスロケーションシステム導入業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式によりその業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、西和賀町バスロケーションシステム導入業務に係る公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価基準の策定に関すること
- (2) 参加資格の審査に関すること
- (3) 企画提案書等の審査及び受託候補者の決定に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、町長が選任する次の者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 学務課長
- (4) さわうち病院事務長
- (5) 企画課長

2 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 審査委員に事故あるとき、又は委員が欠けたときは、委員長の許可を得て、当該委員があらかじめ指定する者に代理させるものとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、審査会を代表し、審査会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年6月18日から施行する。

(規約の失効)

2 この規約は、当該業務の契約が締結されたときに失効する。